

(2018 (平成 30) 年 7 月 25 日)

全国社会福祉協議会

テキスト「社会福祉法人制度改革対応版 社会福祉法人会計基準の実務 会計処理」

2018 (平成 30) 年 3 月 20 日発出通知等の該当箇所の新旧対照表

頁	該当箇所	旧	新
一	凡例	<ul style="list-style-type: none">・ 4. 社会福祉法人会計基準 (平成 28 年 3 月 31 日)・ 5. 運用通知：社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用の取扱いについて (平成 28 年 3 月 31 日)・ 6. 留意事項通知：社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について (平成 28 年 3 月 31 日)	<ul style="list-style-type: none">・ 4. 社会福祉法人会計基準 (平成 30 年 3 月 20 日)・ 5. 運用通知：社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用の取扱いについて (平成 30 年 3 月 20 日)・ 6. 留意事項通知：社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について (平成 30 年 3 月 20 日)
56	留意事項 (課長連名通知)	21 退職給付会計について	21 退職給付について
72	留意事項 4 拠点区分及び事業区分について	(2) 拠点区分の原則的な方法 ア 施設の取扱い 〈略〉 (ケ) 母子及び寡婦福祉法第 39 条第 1 項に定める母子福祉施設	(2) 拠点区分の原則的な方法 ア 施設の取扱い 〈略〉 (ケ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 39 条第 1 項に定める母子・父子福祉施設
82	留意事項 5 サービス区分について	(2) サービス区分の方法 〈略〉 (ア) 介護保険関係 〈略〉 ・ 指定訪問介護、指定介護予防訪問介護と第 1 号訪問事業 ・ 指定訪問介護、指定介護予防通所介護と第 1 号通所事業	(2) サービス区分の方法 〈略〉 (ア) 介護保険関係 〈略〉 ・ 指定訪問介護と第 1 号訪問事業 ・ 指定訪問介護と第 1 号通所事業

		<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型通所介護、<u>指定介護予防通所介護</u>と第1号通所事業 	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型通所介護と第1号通所事業
100	社会福祉法人会計基準（附属明細書）第30条	<p>第30条〈略〉</p> <p>2 〈略〉</p> <p>3 社会福祉法人は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、〈略〉</p> <p>4 <u>第2項</u>各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p>	<p>第30条〈略〉</p> <p>2 〈略〉</p> <p>3 社会福祉法人は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、〈略〉</p> <p>4 <u>第1項</u>各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p>
121	社会福祉法人会計基準（附属明細書）第30条	<p>第30条〈略〉</p> <p>2 〈略〉</p> <p>3 社会福祉法人は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、〈略〉</p> <p>4 <u>第2項</u>各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p>	<p>第30条〈略〉</p> <p>2 〈略〉</p> <p>3 社会福祉法人は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、〈略〉</p> <p>4 <u>第1項</u>各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p>
129	様式例 第一号第二様式（第十七条第四項関係）資金収支内訳書	<p>（※事業活動による収支の収入）</p> <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療事業収入 <p>・（何）事業収入</p> <p>〈略〉</p> <p>（※事業活動による収支の支出）</p> <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 授産事業支出 <p>・（何）支出</p>	<p>（※事業活動による収支の収入）</p> <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療事業収入 <u>退職共済事業収入</u> <p>・（何）事業収入</p> <p>〈略〉</p> <p>（※事業活動による収支の支出）</p> <p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 授産事業支出 <u>退職共済事業支出</u> <p>・（何）支出</p>

146	事業活動による収支の収入（表）	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事業収入 ・（何）事業収入 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事業収入 ・<u>退職共済事業収入</u> ・（何）事業収入
147	事業活動による収支の支出（表）	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授産事業支出 ・（何）支出 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授産事業支出 ・<u>退職共済事業支出</u> ・（何）支出
149	サービス活動増減の部の収益（表）	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事業収益 ・（何）事業収益 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療事業収益 ・<u>退職共済事業収益</u> ・（何）事業収益
149	サービス活動増減の部の費用（表）	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授産事業費用 ・（何）費用 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授産事業費用 ・<u>退職共済事業費用</u> ・（何）費用
156	『事業活動計算書勘定科目の説明』（表）の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「施設介護料収益」>小区分「介護報酬収益」の説明	<p>介護保険の施設介護料で介護報酬収益をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、<u>旧措置入所者介護福祉施設サービス費</u>、ユニット型介護福祉施設サービス費、<u>ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費</u>、<u>ユニット型介護保健施設サービス費</u>、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等）</p>	<p>介護保険の施設介護料で介護報酬収益をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、<u>介護医療院サービス費</u>、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、<u>ユニット型介護医療院サービス費</u>、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等）</p>

156	『事業活動計算書勘定科目の説明』（表）の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「施設介護料収益」>小区分「利用者負担金収益（公費）」の説明	介護保険の施設介護料で利用者負担収益（公費）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分）	介護保険の施設介護料で利用者負担収益（公費）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、公費分）
157	『事業活動計算書勘定科目の説明』（表）の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「施設介護料収益」>小区分「利用者負担金収益（一般）」の説明	介護保険の施設介護料で利用者負担収益（一般）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分）	介護保険の施設介護料で利用者負担収益（一般）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護福祉施設サービス費、介護保健施設サービス費、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス費、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス費、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス費、 <u>介護医療院サービス費、ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型介護保健施設サービス費、ユニット型介護医療院サービス費</u> 、初期加算、退所時等相談援助加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等の利用者負担額のうち、一般分）

157	『事業活動計算書勘定科目の説明』（表）の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「居宅介護料収益（介護報酬収益）」>小区分「介護予防報酬収益」の説明	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収益をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等</u> ）	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収益をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等）
157	『事業活動計算書勘定科目の説明』（表）の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「居宅介護料収益（利用者負担金収益）」>小区分「介護予防負担金収益（公費）」の説明	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益（公費）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等</u> の利用者負担額のうち、公費分）	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益（公費）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、公費分）
157	『事業活動計算書勘定科目の説明』（表）の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「居宅介護料収益（利用者負担金収益）」>小区分「介護予防負担金収益（一般）」の説明	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益（一般）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する <u>介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等</u> の利用者負担額のうち、一般分）	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益（一般）をいう。 （介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問入浴費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等の利用者負担額のうち、一般分）

159	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「利用者等利用料収益」>小区分「食費収益(一般)」の説明	介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者(以下「入所者等」という。)並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く)、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食料)	介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益(一般)をいう。 (指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者(以下「入所者等」という。)並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス事業所等の利用者が支払う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く)、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食料)
159	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「介護保険事業収益」>中区分「利用者等利用料収益」の小区分	〈略〉 ・居住費収益(特定) ・その他の利用料収益	〈略〉 ・居住費収益(特定) ・ <u>介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益</u> (注) 〔説明〕 <u>介護保険の利用者等利用料収益で、介護予防・日常生活支援総合事業の実費負担等に係る収益をいう。</u> (注) 2018年3月20日の通知等改正前から存在する科目であるが、上の欄(食費収益(一般))に該当の改正があり、補足として掲載 ・その他の利用料収益
179	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「人件費」の中区分	・役員報酬 ・職員給料	・役員報酬 ・ <u>役員退職慰労金</u> 〔説明〕 <u>役員(評議員を含む)の退職時の慰労金等をいう。</u> ・ <u>役員退職慰労引当金繰入</u> 〔説明〕 <u>役員退職慰労引当金に繰り入れる額をいう。</u> ・職員給料
182	『事業活動計算書勘定科目の説明』(表)の、大区分「事業費」>中区分「医薬品費」の説明	利用者のための施設内又は事業所内の医療に関する医薬品の費用をいう。ただし、病院・介護老人保健施設以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。	利用者のための施設内又は事業所内の医療に関する医薬品の費用をいう。ただし、病院・介護老人保健施設・ <u>介護医療院</u> 以外ではこれらを保健衛生費に含めて良いものとする。

183	『事業活動計算書勘定科目の説明』（表）の、大区分「事業費」の中区分	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車輛費 <p>・ ○○費</p>	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車輛費 ・ 棚卸資産評価損 <p>〔説明〕 <u>貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料など、棚卸資産（就労支援事業及び授産事業に係るものを除く）を時価評価した時の評価損をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○費
187	『貸借対照表勘定科目の説明』（表）の〈資産の部〉の、大区分「流動資産」>中区分「有価証券」の説明	<p>国債、地方債、<u>株式</u>、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。</p>	<p><u>債権（国債、地方債、社債等をいい、譲渡性預金を含む）のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に満期が到来するもの、又は債券、株式、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。</u></p>
189	『貸借対照表勘定科目の説明』（表）の〈負債の部〉の、大区分「流動負債」>中区分「役員等短期借入金」の説明	<p>役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。</p>	<p>役員（<u>評議員を含む</u>）からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。</p>
196	『資金収支計算書勘定科目の説明』（表）の〈その他の活動による収入〉の大区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期運営資金借入金収入 <p>・ 長期貸付金回収収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期運営資金借入金収入 ・ <u>役員等長期借入金収入</u> <p>〔説明〕 <u>役員（評議員を含む）からの長期借入金の受入額をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期貸付金回収収入

197	『資金収支計算書勘定科目』（表）の説明の支出の部の〈その他の活動による支出〉の大区分	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金元金償還支出 ・長期貸付金支出 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金元金償還支出 ・役員等長期借入金元金償還支出 <p>〔説明〕<u>役員（評議員を含む）からの長期借入金の返済額をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期貸付金支出
198	『貸借対照表勘定科目の説明』（表）の資産の部の、大区分「固定資産（基本財産）」の中区分	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・定期預金 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・建物減価償却累計額 <p>〔説明〕<u>貸借対照表上、間接法で表示する場合の基本財産に計上されている建物の減価償却の累計をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期預金
198 ~ 199	『貸借対照表勘定科目の説明』（表）の資産の部の、大区分「固定資産（固定財産）」の中区分	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形リース資産 ・権利 〈略〉 ・長期預り金積立資産 ・〇〇積立資産 〈略〉 ・その他の固定資産 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形リース資産 ・〇〇減価償却累計額 <p>〔説明〕<u>貸借対照表上、間接法で表示する場合の有形固定資産の減価償却の累計をいう。資産名を付した科目とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利 〈略〉 ・長期預り金積立資産 ・退職共済事業管理資産 <p>〔説明〕<u>退職共済事業で、加入者から預託された資産をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇積立資産 〈略〉 ・その他の固定資産 ・徴収不能引当金 <p>〔説明〕<u>長期貸付金等の固定資産に計上されている債権に</u></p>

			<p><u>ついて回収不能額（返済免除等を含む）を見積もったときの引当金をいう。</u></p>
199	『貸借対照表勘定科目の説明』（表）の負債の部の、大区分「固定負債」の中区分	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分間長期借入金 ・長期未払金 ・長期預り金 ・その他の固定負債 	<p>〈略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分間長期借入金 ・<u>役員退職慰労引当金</u> <p>〔説明〕 <u>将来支給する役員（評議員を含む）への退職慰労金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期未払金 ・長期預り金 ・<u>退職共済預り金</u> <p>〔説明〕 <u>退職共済事業で、加入者からの預り金をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の固定負債
219 ~ 220	(運用通知)16 減価償却について	<p>16 減価償却について（会計基準省令第4条第2項関係）</p> <p>(1) 減価償却の対象 〈略〉</p> <p>(2) 減価償却の方法 〈略〉</p>	<p>16 減価償却について（会計基準省令第4条第2項関係）</p> <p>(1) 減価償却の対象 〈略〉</p> <p>(2) 減価償却の方法 〈略〉</p> <p>(3) <u>減価償却累計額の表示</u></p> <p><u>有形固定資産（有形リース資産を含む。）に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法（以下「直接法」という。）又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法（以下「間接法」という。）のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。</u></p> <p><u>無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。</u></p>

238	(運用通知)15 満期保有目的の債券の評価について	15 満期保有目的の債券の評価について (会計基準省令第4条第5項関係) 〈略〉	15 満期保有目的の債券について (会計基準省令第4条第5項関係) <u>(1) 評価について</u> 〈略〉 <u>(2) 保有目的の変更について</u> 満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるため、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。
251	(運用通知)18 引当金について	18 引当金について (会計基準省令第5条第2項関係) (2) 〈略〉 また、徴収不能引当金は、当該金銭債権から控除するものとする。	18 引当金について (会計基準省令第5条第2項関係) (2) 〈略〉 また、徴収不能引当金は、 <u>直接法又は間接法のいずれかを選択して、当該金銭債権から控除するものとする。</u>
253	(社会福祉法人会計基準) 第五条	(負債の評価) 第5条 2 〈略〉 一 賞与引当金 二 退職給付引当金	(負債の評価) 第5条 2 〈略〉 一 賞与引当金 二 退職給付引当金 <u>三 役員退職慰労引当金</u>
256	(社会福祉法人会計基準) 第五条	(負債の評価) 第5条 (略) 2 〈略〉 一 賞与引当金 二 退職給付引当金	(負債の評価) 第5条 (略) 2 〈略〉 一 賞与引当金 二 退職給付引当金 <u>三 役員退職慰労引当金</u>

<p>257 ~ 258</p>	<p>(留意事項)21 退職給付会計について</p>	<p>21 退職給付会計について</p> <p><u>ア</u> 期末要支給額による算定について 〈略〉</p> <p><u>イ</u> 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の会計処理 〈略〉</p> <p><u>ウ</u> 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理 <u>都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。</u> 〈略〉</p>	<p>21 退職給付について</p> <p><u>(1)</u> 期末要支給額による算定について 〈略〉</p> <p><u>(2)</u> 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の会計処理 〈略〉</p> <p><u>(3)</u> 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理</p> <p><u>ア</u> 共済契約者である社会福祉法人 退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。 〈略〉</p> <p><u>イ</u> 退職共済事業実施者である社会福祉法人 <u>退職共済事業実施者である社会福祉法人が、共済契約者である法人及び加入者から受領した掛金は資産に計上し、同額を負債として認識する。資産は、会計基準省令第4条に規定する資産の評価の方法に従って評価する。負債は、資産の増減額と同額を負債に加減し、会計基準省令第5条の債務額とする。</u> <u>なお、拠点区分又はサービス区分を適切に設定して管理すること。</u></p>
----------------------	----------------------------	---	--

281	(運用通知)19 積立金と積立資産の関係について	<p>19 積立金と積立資産の関係について(会計基準省令第6条第3項関係)</p> <p>当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。</p> <p>〈略〉</p>	<p>19 積立金と積立資産の関係について(会計基準省令第6条第3項関係)</p> <p><u>事業活動計算書(第2号第4様式)の当期末繰越活動増減差額</u>にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。</p> <p>〈略〉</p>
314	会計及び資金の用途等に関する通知等の体系	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人会計基準」 平成28年厚生労働省令第79号・共通 (平成28年3月31日／平成28年11月11日 一部改正) ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用の取扱いについて」 雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号・共通 (平成28年3月31日／平成28年11月11日 雇児発1111第3号、社援発1111第5号、老発1111第6号 一部改正) ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」 雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号・共通 (平成28年3月31日／平成28年11月11日 雇児総発1111第2号、社援基発1111第2号、障障発1111第1号、老総 	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法人会計基準」 平成28年厚生労働省令第79号・共通 (平成28年3月31日／平成30年3月20日 最終改正) ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用の取扱いについて」 雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号・共通 (平成28年3月31日／平成30年3月20日 最終改正) ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」 雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号・共通 (平成28年11月11日／平成30年3月20日 最終改正)

		<p><u>発 1111 第 1 号 一部改正</u>)</p> <p>・「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 府子本第 254 号、雇児保 0903 第 6 号・保育 (平成 27 年 9 月 3 日/<u>平成 29 年 4 月 6 日最終改正</u>) (主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託費の用途範囲 2. <u>賃金改善要件分等の取扱い</u> 3. 前期末支払資金残高の取扱い <p>〈略〉</p>	<p>・「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号・保育 (平成 27 年 9 月 3 日/<u>平成 30 年 4 月 16 日最終改正</u>) (主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託費の用途範囲 2. <u>処遇改善等加算の取扱い</u> 3. 前期末支払資金残高の取扱い <p>〈略〉</p>
315	会計及び資金の用途等に関する通知等の体系	<p>・「社会福祉法人の認可について」 障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号、児企第 33 号・共通 (平成 12 年 12 月 1 日/<u>平成 28 年 11 月 11 日最終改正</u>)</p>	<p>・「社会福祉法人の認可について」 障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号、児企第 33 号・共通 (平成 12 年 12 月 1 日/<u>平成 30 年 3 月 30 日最終改正</u>)</p>
321	保育所の資金の用途に関連する通知 (表)	<p>・府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 (※年月日欄) 平成 27 年 9 月 3 日 <u>平成 29 年 4 月 6 日最終改正</u></p>	<p>・府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 (※年月日欄) 平成 27 年 9 月 3 日 <u>平成 30 年 4 月 16 日最終改正</u></p>

348	就労支援事業の範囲	<p>① 〈略〉</p> <p>② 同法施行規則第6条第10項第1号に規定する就労継続支援A型</p> <p>③ 同法施行規則第6条第10項第2号に規定する就労継続支援B型</p> <p>また、同法第5条第6項に基づく生活介護等において、〈略〉</p>	<p>① 〈略〉</p> <p>② 同法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型</p> <p>③ 同法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型</p> <p>また、同法第5条第7項に基づく生活介護等において、〈略〉</p>
364	運用通知別紙1の9.	9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高	9. <u>有形</u> 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
370	社会福祉法人会計基準（附属明細書）第30条	<p>第30条 〈略〉</p> <p>2 〈略〉</p> <p>3 社会福祉法人は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、〈略〉</p> <p>4 <u>第二項</u>各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p>	<p>第30条 〈略〉</p> <p>2 〈略〉</p> <p>3 社会福祉法人は、<u>第一項</u>の規定にかかわらず、〈略〉</p> <p>4 <u>第一項</u>各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p>
372	別紙3（②）寄附金収益明細書の（注）	<p>〈略〉</p> <p>3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と<u>一致</u>するものとする。〈略〉</p>	<p>〈略〉</p> <p>3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と<u>整合</u>するものとする。〈略〉</p>
373	別紙3（③）補助金事業等収益明細書の（注）	<p>1. 〈略〉</p> <p>2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と<u>一致</u>するものとする。〈略〉</p>	<p>1. 〈略〉</p> <p>2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と<u>整合</u>するものとする。〈略〉</p>

382 ~ 383	別紙 3 (⑩) ○○拠点 区分 資金収支明細書 事業活動による収支 >収入の勘定科目	〈略〉 ・医療事業収入 〈略〉 ・○○事業収入	〈略〉 ・医療事業収入 〈略〉 <u>・退職共済事業収入</u> <u> ・事務費収入</u> ・○○事業収入
383 ~ 384	別紙 3 (⑩) ○○拠点 区分 資金収支明細書 事業活動による収支 >支出の勘定科目	・人件費支出 ・役員報酬支出 〈略〉 ・授産事業支出 ・○○支出	・人件費支出 ・役員報酬支出 <u> ・役員退職慰労金支出</u> 〈略〉 ・授産事業支出 <u>・退職共済事業支出</u> <u> ・事務費支出</u> ・○○支出
385	別紙 3 (⑩) ○○拠点 区分 資金収支明細書 その他の活動による 収支 > 収入の勘定科 目	〈略〉 ・長期運営資金借入金収入 ・長期貸付金回収収入 〈略〉 ・その他の活動による収入 ・○○収入	〈略〉 ・長期運営資金借入金収入 <u>・役員等長期借入金収入</u> ・長期貸付金回収収入 〈略〉 ・その他の活動による収入 <u> ・退職共済預り金収入</u> <u> ・退職共済事業管理資産取崩収入</u> ・○○収入

385 ~ 386	別紙 3 (⑩) ○○拠点 区分 資金収支明細書 その他の活動による 収支 > 支出の勘定科 目	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金元金償還支出 ・長期貸付金支出 〈略〉 ・その他の活動による支出 ・○○支出 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期運営資金借入金元金償還支出 ・<u>役員等長期借入金元金償還支出</u> ・長期貸付金支出 〈略〉 ・その他の活動による支出 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>退職共済預り金返還支出</u> ・<u>退職共済事業管理資産支出</u> ・○○支出
389 ~ 390	別紙 3 (⑪) ○○拠点 区分 事業活動明細書 サービス活動増減の 部 > 収益の勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・医療事業収益 ・○○事業収入 	<ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・医療事業収益 ・<u>退職共済事業収益</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事務費収益</u> ・○○事業収入
390 ~ 391	別紙 3 (⑪) ○○拠点 区分 事業活動明細書 サービス活動増減の 部 > 費用の勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬 〈略〉 ・事業費 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・車輛費 ・○○費 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 〈略〉 ・授産事業費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬 ・<u>役員退職慰労金</u> ・<u>役員退職慰労引当金繰入</u> 〈略〉 ・事業費 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 ・車輛費 ・<u>棚卸資産評価損</u> ・○○費 <ul style="list-style-type: none"> 〈略〉 〈略〉 ・授産事業費用

		<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・退職共済事業費用 <ul style="list-style-type: none"> ・事務費 ・〇〇費用
391	別紙3(⑪)〇〇拠点 区分 事業活動明細書 サービス活動外増減 の部>収益の勘定科 目	<略> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券売却益 ・投資有価証券評価益 ・投資有価証券売却益 ・その他のサービス事業活動外収益 <ul style="list-style-type: none"> <略> ・為替差益 ・雑収益 	<略> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券売却益 ・基本財産評価益 ・投資有価証券評価益 ・投資有価証券売却益 ・積立資産評価益 ・その他のサービス事業活動外収益 <ul style="list-style-type: none"> <略> ・為替差益 ・退職共済事業管理資産評価益 ・退職共済預り金戻入額 ・雑収益
391 ~ 392	別紙3(⑪)〇〇拠点 区分 事業活動明細書 サービス活動外増減 の部>費用の勘定科 目	<略> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券売却損 ・投資有価証券評価損 ・投資有価証券売却損 ・その他のサービス事業活動外費用 <ul style="list-style-type: none"> <略> ・為替差損 	<略> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券売却損 ・基本財産評価損 ・投資有価証券評価損 ・投資有価証券売却損 ・積立資産評価損 ・その他のサービス事業活動費用 <ul style="list-style-type: none"> <略> ・為替差損

		・雑収益	<ul style="list-style-type: none"> ・退職共済事業管理資産評価損 ・退職共済預り金繰入額 ・雑収益
436 ~ 437	社会福祉充実残額算 定シート	1 ~ 6 〈略〉	1 ~ 6 〈略〉 <u>7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」</u> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉充実残額 ・社会福祉充実計画用財産